

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成24年7月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第31号）の施行期日は、平成24年9月18日とする。

（文化市民局地域自治推進室）